

奥州市長 倉成 淳

## 物価高対策重点支援給付金のご案内

令和6年度奥州市物価高対策重点支援給付金(子育て世帯加算分)の支給申請について(ご案内)

市では、物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税均等割非課税世帯へ3万円の給付を実施することとし対象世帯へ通知しているところですが、このうち18歳以下の児童を扶養している世帯については、児童一人当たり2万円を支給(加算)します。

つきましては、令和6年度住民税の課税状況により判定した結果、あなたの世帯は支給要件に該当しますので、同封の申請書に必要事項を記入し、申請期限までに提出してください。

次の(1)と(2)の両方の条件を満たす世帯

(1)令和6年度住民税均等割が非課税の者のみで構成される世帯であること

※ただし、令和6年度住民税均等割が課税されている者(親族等)の税法上の被扶養者のみで構成される世帯を除く

(2)下記の①から③までのいずれかの対象児童を扶養している世帯であること

※施設入所している児童は対象になりません。

- ①令和6年12月13日時点で世帯主と同一世帯である18歳以下の児童(平成18年4月2日以後に生まれた者)
- ②令和6年12月14日以後に生まれた新生児
- ③令和6年12月13日時点で世帯主が扶養し、かつ、別世帯に属している児童

支給要件

- 1 給付額 対象児童一人につき 20,000円(※1回限り)
- 2 申請者 世帯主
- 3 申請方法 返信用封筒(切手不要)を利用し、次の書類を提出してください。
  - (1) 申請書(請求書)
  - (2) 世帯主の本人確認書類 (マイナンバーカード(表面)、運転免許証等のコピー)
  - (3) 世帯主の振込先金融機関口座が確認できる書類 (通帳等のコピー)
  - (4) 別居監護の申立書 (※支給要件の(2)③に該当する児童がいる場合のみ)
- 4 支給日 市が不備のない申請書を受理してから約2~3週間後
- 5 申請期限 令和7年3月31日(月) ※当日の消印有効
- 6 その他 令和7年2月以降に課税額が変更になり、支給要件に該当しなくなったときは、給付金を返還していただく場合があります。

《問い合わせ先》

奥州市福祉部福祉課地域福祉係

TEL:0197-34-2324(直通)、0197-24-2111(内線1177,1233,1238,1239)